

質問回答

2015年12月7日

「ミャンマー国バゴー地域西部灌漑農業収益向上プロジェクト」

(公示日:2015年11月25日 / 公示番号:151004)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P21 5. 業務用機材	<p>業務用資機材としてプロジェクト車両を調査団が購入することとなっております。購入数量については配布資料より2台と想定しますが、数量につきご確認よろしくお願ひいたします。</p> <p>一方、車両購入およびその登記には時間を要するため、業務開始から車両登記完了までの期間における車両借上費を計上することは可能でしょうか。また、名義人を誰にするかにより登記に必要な期間が異なりますので、名義人を誰にするとお考えか、併せてお教えいただければ幸いです。</p> <p>なお、ミャンマー国において企業登録されない調査団名義による登記はできないとの情報を得ております。</p>	<p>・プロジェクト車両は2台を想定しています。</p> <p>・業務開始から車両登記完了までの期間における車両借り上げ費の計上は可能です。</p> <p>・車両は供与機材を想定しており、登録名義はC/P機関である農業灌漑省となります。下記URLの「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン(2015年7月版)」もご参照ください。</p> <p>http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html</p>

以上